

# ○珠洲市建設工事最低制限価格設定要領

平成 22 年 10 月 15 日

告示第 45 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、市が発注する建設工事に係る競争入札について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 第 2 項（第 167 条の 13 の規定により準用する場合を含む。）及び珠洲市財務規則（昭和 40 年珠洲市規則第 8 号）第 78 条の 2 の規定により最低制限価格を設定するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第 2 条 最低制限価格を設定する建設工事の対象は、予定価格が 1 3 0 万円を超え、競争入札により契約を行う工事とする。

(最低制限価格の算出方法)

第 3 条 最低制限価格（消費税額及び地方消費税額を含まない金額とする。以下、本条において同じ。）の算出方法は、設計書等に基づき算出した次に掲げる額の合計額（千円未満の端数を生じた場合には、その端数を切り捨てた額）とする。（スクラップ処分益が計上されている場合は、設計書等に基づき算出した次に掲げる額の合計額からスクラップ処分益を控除した額（千円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てた額）とする。）ただし、その額が、予定価格（消費税額及び地方消費税額を含まない金額とする。以下、本条において同じ。）に 10 分の 9.2 を乗じて得た額を超える場合にあっては 10 分の 9.2 を乗じて得た額（千円未満の端数を生じた場合には、その端数を切り捨てた額）とし、予定価格に 10 分の 7.5 を乗じて得た額に満たない場合にあっては 10 分の 7.5 を乗じて得た額（千円未満の端数を生じた場合には、その端数を切り上げた額）とする。

(1) 直接工事費の額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額（建築工事及び設備工事は、直接工事費に 10 分の 9 を乗じて得た額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額）

(2) 共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額

(3) 現場管理費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額（建築工事及び設備工事は、直接工事費の 10 分の 1 を乗じて得た額と現場管理費の合算額に 10 分の 9 を乗じて得た額）

(4) 一般管理費の額に 10 分の 6.8 を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、10 分の 9.2 から 10 分の 7.5 までの範囲内の割合を予定価格に乗じて得た額を最低制限価格とすることができる。

(最低制限価格の周知)

第 4 条 最低制限価格を設定した場合は、入札に参加しようとする者に対し、当該入札に関し、最低制限価格が設定されていることを周知しなければならない。

(最低制限価格の公表)

第 5 条 最低制限価格は、契約締結後に閲覧その他の方法により公表するものとする。

(その他)

第 6 条 この告示に定めるもののほか、最低制限価格の設定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 22 年 10 月 15 日から施行し、同日以後に入札公告又は指名競争入札執行通知を

行う工事から適用する。

附 則（平成 23 年告示第 42 号）

この告示は、平成 23 年 5 月 20 日から施行し、同日以後に入札公告又は指名競争入札執行通知を行う工事から適用する。

附 則（平成 24 年告示第 52 号）

この告示は、平成 24 年 5 月 1 日から施行し、同日以後に入札公告又は指名競争入札執行通知を行う工事から適用する。

附 則（平成 25 年告示第 80 号）

この告示は、平成 25 年 7 月 1 日から施行し、同日以後に入札公告又は指名競争入札執行通知を行う工事から適用する。

附 則（平成 28 年告示第 31 号）

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に入札公告又は指名競争入札執行通知を行う工事から適用する。

附 則（平成 29 年告示第 26 号）

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に入札公告又は指名競争入札執行通知を行う工事から適用する。

附 則（平成 31 年告示第 42 号）

この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に入札公告又は指名競争入札執行通知を行う工事から適用する。

附 則（令和 2 年告示第 98 号）

この告示は、令和 2 年 5 月 20 日から施行し、同日以後に入札公告又は指名競争入札執行通知を行う工事から適用する。

附 則（令和 4 年告示第 43 号）

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に入札公告又は指名競争入札執行通知を行う工事から適用する。